

佐伯労働基準監督署からの お知らせ

令和8年8月発行

令和8年労働災害発生状況(6月末現在)

※死傷者数は、新型コロナウイルス患による死傷者数を除きます。

今年は死傷者数が増加傾向

今年も既に死亡災害が発生！

- ◇ 全産業での死傷者数68人(令和7年同期比 +13.3%)
- ◇ 建設・農林・保健衛生で減少するも他業種は増加(右表参照)
 - ・造船業 3→9人(同期比 +300%)
 - ・第三次産業 15→23人(同期比 +153%)

大幅な増加

【令和8年の労働災害の発生状況】

- ◆ 前年大幅に減少した反面、今年は増加がみられます。特に造船業においては前年同期比の3倍に増加しているほか、第三次産業全般では1.5倍となっています。
- ◆ 前年同期と同様に、死亡災害が1件発生しています。これにより第14次労働災害防止計画での死亡合計が9件で、死亡に関する数値目標(13次防期間中11件発生1割減少)は1年半の期間を残し同数となりました。
- ◆ 事故の型別では、「転倒」(38.2%)、「はさまれ・巻き込まれ」(13.2%)、「動作の反動・無理な動作」(13.2%)の順に発生しています。
「転倒」では「踏み」が12件(46.2%)、「滑り」が6件(23.1%)の順で発生し、これらが転倒災害の大半を占めています。
第三次産業(全23件)では、ほぼ半数(11件)が「転倒」によるものです。



佐伯労働基準監督署 安全衛生課

☎ 876-0811

佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3階

☎ 0972-22-3421 FAX 0972-24-0934



管轄区域

佐伯市・津久見市・臼杵市



令和8年 労働災害発生状況 6月末

佐伯監督署	令和7年		令和8年		増減	
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
全業種	1	60	1	68	0	+8

< 主要業種別内訳 >

業種	令和7年	令和8年	増減
製造業	21	1	+1
造船業	3	9	+6
建設業	9	7	▼2
運輸交通業	2	4	+2
農林業	1	6	▼1
第三次産業	15	23	+8
商業	7	10	+3
保健衛生業	8	3	▼5
接客娯楽業	0	1	+1
清掃・畜産業	0	2	+2

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の受理件数を集計したもので、死傷者数には死亡者数を含む。

※鉱業、貨物取扱業、畜産水産業、第三次産業の一部の業種は業種別内訳に表示していない。

改正の要点

● 産業医の辞任時等の報告の義務付けについて

事業者は、産業医の辞任、解任又は退任(以下「辞任等」という。)があった場合に所轄労働基準監督署長へ、当該産業医の氏名及び辞任等の年月日等を遅滞なく報告することが新たに義務付けられます。

ただし、従前どおり安衛則第13条第2項に基づき産業医を選任した際の選任報告に、前任者の辞任等の報告を行った場合は、前述の解任又は退任のみの報告は不要となります。

● 施行期日

改正省令は、令和8年8月1日から施行することとなります。

留意事項

労働者数が50人未満になった事業場においては、産業医の選任が義務付けられなくなります。

これに伴う産業医の辞任等についての報告は義務付けられていませんが、労働基準監督署において産業医の選任状況の適切な把握ができないことから、当該報告を行うことが望ましいとされています。

また、本改正により、安衛則第13条第2項に、根拠法令を明確にする趣旨から、「法第13条第1項の規定により」を追加されていますが、従前どおり選任報告における「辞任、解任等の年月日」は、産業医の選任義務がある事業場において辞任等した年月日を記載することとしているものです。

なお、当該報告は電子申請で行うことが原則となっていますが、諸事情により電子申請が行えない場合がありますので、当分の間、経過措置として書面による報告を行うこともできることとされています。この場合において報告する書面(書式)は令和7年1月1日に廃止した安衛則様式第3号を用いることで行えます。



※産業医等に関する事項はこちらをご覧ください。

※安衛則様式第3号

労働保険番号、事業場名称、所在地、電話番号、労働者数をご記入ください

解任する産業医の氏名と解任日を記入

New!

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

安全衛生表彰



去る7月3日、大分市府内町のコンパルホールにおいて「令和8年度大分県産業安全衛生大会」が開催され、県内において、安全衛生に関する水準が良好で他の模範と認められる事業場や、地域や団体で指導的な立場にあり安全衛生水準の向上発展に貢献された個人を対象とした表彰式が執り行われました。



※ 大会の概要はこちらをご覧ください。

当署管内から **優良賞** に **株式会社レックス九州** (臼杵市野津町) が推薦され、大分県産業安全衛生大会において大分労働局秋山雅紀局長より表彰状が授与されました。

(株)レックス九州は、令和元年に局長奨励賞を受賞し、以後継続して安全衛生管理を徹底。令和7年10月には無災害継続日数1,500日を達成、以後も継続しています。



具体的な取組として、労働安全衛生マネジメントシステムに係る国際規格ISO45001の認証を取得。過去に事故等が発生した日を「リメンバー・デー」として設定し、安全意識の啓発等を行っていること。物損事故、不休災害や重大なヒヤリハットを「リメンバー・カレンダー」として取りまとめ再発防止に努めていること。毎月1回、「社長パトロール」として、安全衛生委員会の委員等と共に代表者自らが安全衛生パトロールに参加し、経営トップ自らが安全衛生に率先して取り組む姿勢を示していること。労働者の担当範囲を設定する「マイエリア活動」の下に6S活動が展開されていること。などが高く評価されました。



(株)レックス九州 代表 矢野氏
竹内署長

全国安全週間説明会

6月10日(臼杵会場)、11日(佐伯弥生会場)に、**標記説明会を開催しました。**



臼杵会場(臼杵中央公民館)は141社(151名)、佐伯会場(弥生地域コミュニティーセンター)は182社(197名)の参加を頂きました。冒頭、主催者を代表して(一社)大分県労働基準協会佐伯支部長(佐伯会場は副会長)と佐伯労働基準監督署長より挨拶を行い、この中で日頃の災害防止へのご協力に感謝とともに今後における更なる対策の取組みを呼びかけました。つづいて、佐藤課長より安全週間の実施要綱や労働災害防止対策について説明を行いました。ここでは、大分県内において1月以降4月までの間に死亡に至る労働災害が多発していることに触れ、右に示す「労働災害防止のための

チェックリスト」を活用し災害リスクの減少に努めていただくようお願いをしています。また、全事業場を通じ、行動災害が多発しており「**転倒・災害防止**」のための対策や、個人事業者等に対する対策、50人未満の事業場におけるメンタルヘルス対策、化学物質による健康障害防止対策などの**改正労働安全衛生法**について説明を行いました。更には昨年7月に重篤化防止措置が義務化された「**熱中症**」**防止対策**について説明しました。

両会場において、令和7年に大分労働局長表彰奨励賞を受賞した(株)ヤクテツより「会社ぐるみの安全意識向上への取組について」と題し、代表取締役社長の柴山氏にご講演いただきました。

当該事業場はクレーンの製造メーカーで、労働者数39人の規模ながら、県内外において各種クレーンを製造、メンテナンスを行っています。扱うものが重量物の「鉄」であり、これを加工し、移動させ、装置を組立てる作業には様々な安全衛生に関するリスクが生じます。過去のヒヤリハットを含めた事故事例を分析し、リスクの大きな作業において可能な限り安全化を図ることで安全な職場環境を形成しています。また、評価制度を取入れ、成績や規律・協調性などの評価のほかに、チャレンジ評価を行っている。これは労働者の自己研鑽も兼ね安全活動専門知識向上、安全衛生意識の向上を図るため資格等を取得することで安全意識が高揚し、これにより労働災害防止に効果があつたと説明しています。終盤には実際の現場の安全作業動画マニュアルを上映し、労働者を育てることが事業の安定運営に最も大切なことだと締めくくりました。



「職場における熱中症対策の強化について」はこちらから



大分県内では、令和8年4月末までに5名の労働者が労働災害によって亡くなりました。さらに、5月には会社役員の方が業務中に亡くなる事故があったほか、6月に入っても脚立からの墜落により意識不明の重体となる重篤な労働災害が発生しています。同種災害の再発防止及び多発する重篤な労働災害に歯止めをかけるため、以下の取組について徹底してください。

▼ 労働災害防止のためのチェックリスト

- ☐ 高所で作業を行う場合は、墜落を防止するための囲いや覆いを設けている。それが困難な場合は要求性能墜落制止用器具を取り付けるための設備を設けている
- ☐ 労働者を自動車の運転業務に従事させる際に、交通労働災害防止ガイドラインに基づく措置を講じている
- ☐ 機械・設備等の点検、掃除、修理等の作業を行う際は、当該機械・設備等が確実に停止させる措置を講じてから作業を行っている
- ☐ 災害事例や視聴覚教材を活用するなどして、若年者や入社して間もない労働者など、未熟練者に対する安全衛生教育の充実を図っている
- ☐ 労働者に従事させる作業について、リスクアセスメントを通じてリスクの洗い出しを行い、洗い出されたリスクに対して低減措置を確実に講じている
- ☐ 労働者に脚立を使用させる場合には、脚立の以外の作業方法が選択できないか検討し、他の対策が取れない場合に限ってのみ使用させている。また、やむを得ず脚立を使用させる場合には、必ず墜落時保護用のヘルメットを着用させている

